

兵庫県職員公益通報制度のお知らせ

この制度は公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、県職員等による法令違反や職務上の義務違反等について内部通報を受け付け、適切に対処しようとするものです。

この制度の活用により、透明で公正な県民に信頼される県政を推進するとともに、組織の活性化、健全化を図ります。

誰が通報できるのか (通報者の範囲)

- ① **県職員**
(臨時・非常勤職員及び退職後1年以内の職員含む)
 - ② **県行政と密接な関連のある公社等の職員**
(臨時・非常勤職員及び退職後1年以内の職員含む)
 - ③ **契約等に基づき県に労務を提供する者**
(清掃、警備等※役務の提供終了後1年以内含む)
 - ④ **公社等の役員及び県に労務を提供する事業者の役員で当該事業に従事している者**
- * **警察本部**及び**教育委員会**については、別途、各機関で窓口が設置されています。

何について通報できるのか (通報対象の範囲)

- 県・公社等の事業、職員等の行為のうち、
- ① **法令違反や職務上の義務違反、これらに至るおそれがあるもの**
 - ② **県政を推進するにあたり、県民の信頼を損なうおそれがあるもの**
- について通報できます。

公益通報受付窓口

- **内部窓口(公益通報相談員(本庁職員相談員))**: 県庁1号館13階

TEL

078-362-3661(直通) 内線 6522

FAX

078-362-3680(直通) 内線 6733

E-mail

koekitsuho@pref.hyogo.lg.jp

- **外部窓口(外部弁護士)**

外部窓口への通報方法については、令和6年12月16日付け県改第1269号財務部長通知をご確認ください。

※退職後1年以内の職員及び公社等の職員以外の方で、外部窓口に通報を希望される方は、個別に連絡先をお伝えしますので、一度内部窓口へご連絡ください。

(通報について)

- ・ 秘密を守り、通報したことによって、**通報者が不利益を受けることがないよう、事案の処理にあたっては、十分留意します。**
- ・ **実名・匿名問わず通報を受け付けていますが**、調査を行うに足りる嫌疑が認められない場合、又は過去の事案で当時の事実関係を調べる方法がないことが判明した場合などには、**調査を行わないことがあります。**

事案の処理

○ 是正措置等の対応が必要な場合は、弁護士等外部の有識者の参画を得て設置する「**公益通報委員会**」に意見を聴取したうえで、是正措置等の対応について決定します。

○ 通報者の氏名、通報した内容など、**通報者個人が特定・推定される情報は、非公開の取扱い**となります。